

豊中市上下水道局公共施設内における通勤用自動車の駐車に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局が管理する公共施設（以下「施設」という。）に勤務する職員が当該施設内に通勤のため自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に定める普通自動車（長さ5メートル以下、幅1.9メートル以下のものに限る。）、小型自動車及び軽自動車のうち、二輪自動車（側車付きのものは除く。）以外のものをいう。以下同じ。）を駐車すること（以下「駐車利用」という。）に関して必要な事項を定める。

(対象施設)

第2条 この要綱の対象となる施設は、施設内に駐車利用するスペースがあり、当該施設に係る業務に支障を生じないものと施設の管理責任者（以下「施設管理者」という。）が認める施設（公共用に供する財産は除く。）とする。

(職員の範囲)

第3条 この要綱において、「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 職員定数条例（昭和27年豊中市条例40号）第2条に規定する定数内職員
- (2) 暫定再任用短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員
- (3) 任期付短時間勤務職員
- (4) 会計年度任用職員

(駐車利用の申請)

第4条 駐車利用を行おうとする職員は、公共施設内駐車利用許可申請書（第1号様式）により、施設管理者に申請しなければならない。

(駐車利用の許可)

第5条 施設管理者は、前条の規定による申請を受けたときは、当該施設に係る業務に支障がないと認める場合に限り、駐車利用を許可することができる。この場合において、施設管理者は、公共施設内駐車利用許可通知書（第2号様式）により申請をした職員に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施設管理者が特に必要があると認めるときは、一時的な駐車利用について許可することができる。
- 3 第1項の規定による許可の期間は、当該年度末までとする。
- 4 施設管理者は、第1項の規定による許可可能な場所及び台数をあらかじめ定め、当該施設に勤務する職員に周知するものとする。
- 5 水防又は配備指令の発令その他業務上の緊急呼出しに応じて出勤する者については、第1項及び第2項の規定による駐車利用の許可を要しない。
- 6 施設管理者は、駐車利用について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その駐車利用に関し指示することができる。

(駐車利用の条件)

第6条 前条の規定により駐車利用の許可を受けた職員（以下「利用者」という。）は、

次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 駐車利用以外の目的で使用しないこと。
- (2) 事故が発生したときには、速やかに施設管理者に報告すること。
- (3) 許可を受けた駐車利用する権利を第三者に転貸し、又は譲渡しないこと。
- (4) 施設を利用する市民又は緊急車輛に支障が生じないように駐車すること。
- (5) 駐車利用にあたっては、施設管理者の指示に従うこと。
- (6) 施設内においては、歩行者等に注意し、徐行すること。
- (7) 施設で行事等が行われる場合は、施設管理者が実施する駐車制限に従うこと。
- (8) 駐車利用を中止し、又は変更する場合は、速やかに申請すること。

(駐車許可証の交付)

第7条 施設管理者は、第5条第1項の規定により駐車利用を許可したときは、駐車許可証（第3号様式）を交付する。

- 2 利用者は、駐車利用するときは、当該自動車内の外から確認できる位置に駐車許可証を掲示しなければならない。

(駐車料金の額)

第8条 利用者は、自動車1台につき駐車料金として月額5,000円を納付しなければならない。

(駐車料金の徴収方法)

第9条 駐車料金は、月の一日から末日までを一月分とし、駐車利用する月分を当該月の末日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、順次繰り下げた日）までに納付しなければならない。

- 2 前項に定める駐車料金は、利用者の給与等からの控除により当該月分を徴収する。ただし、給与等から控除することができないときは、納入通知書により納付させるものとする。
- 3 駐車料金は、駐車利用の期間が1月に満たない場合においても、1月とみなして算定する。
- 4 既納の駐車料金は還付しない。ただし、豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(駐車利用の中止・変更の申請)

第10条 利用者は、当該駐車利用を中止し、又は許可を受けた内容を変更しようとするときは、公共施設内駐車利用（中止・変更）申請書（第4号様式）により施設管理者に申請しなければならない。

- 2 施設管理者は、前項の規定による申請が適当であると認めるときは、公共施設内駐車利用（中止・変更）許可通知書（第5号様式）を申請者に交付するものとする。

(駐車利用の許可取消)

第11条 施設管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた施設の業務に支障を生じることとなったとき。
- (2) 許可に付した条件又は第6条に規定する駐車に条件に違反したとき。
- (3) 駐車料金の納付を1月以上滞納したとき。
- (4) その他施設管理者が許可の取消しを必要と認めたとき。

2 施設管理者は、前項の規定により駐車利用の許可を取り消したときは、公共施設内駐車利用許可取消通知書（第6号様式）により、通知するものとする。

(駐車許可証の返還)

第12条 前2条の規定により駐車利用を中止し、もしくは駐車利用の許可を取り消された利用者又は第5条第1項の規定による許可の期間を経過した者は、速やかに第7条の規定により交付された駐車許可証を施設管理者に返還しなければならない。

(登録台帳の備え付け)

第13条 施設管理者は、駐車利用登録台帳（第7号様式）を整備し、当該対象施設における駐車利用の期間、これを備え付けなければならない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、駐車利用する場合において、当該施設、附属設備その他の財産を毀損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

(上下水道局の免責)

第15条 施設内において生じた駐車利用に係る事故及び損害については、上下水道局の責に帰することが明らかな場合を除き、上下水道局は賠償の責めを負わないものとする。

(職員以外の取り扱い)

第16条

施設管理者は、職員以外の者で、施設において管理委託業務等に従事するため、当該施設に勤務する者が当該施設内に通勤のため自動車を駐車することに関しては、職員に準じてこの要綱に定める手続によるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、駐車利用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から実施する。ただし、第4条、第5条第1項、第3項及び第4項、第7条第1項の規定は、平成25年7月17日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から実施する。ただし、第3条の規定は令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和３年１月１日から実施する。

附 則

この要綱は、令和７年１月６日から実施する。